

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………一
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第ニ課）…一
- 都営住宅の廃止……………一
- …（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…一
- 都営住宅の使用料の変更……………二
- …（同）…二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………五
- …（同）…五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………五
- …（同）…五
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………六
- …（同）…六
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………六
- …（同）…六
- 令和七年度非常勤職員の第一種報酬の額……………六
- …（保健医療局総務部職員課）…六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………七
- …（建設局道路管理部監察指導課）…七
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………九
- …（建設局公園緑地部公園課）…九
- 港湾施設の供用廃止……………一〇
- …（港湾局港湾経営部経営課）…一〇
- 港湾施設の変更……………一〇
- …（同）…一〇

正誤

- 令和七年三月三十一日付交通局規程第十号……………二
- 令和七年三月三十一日付東京都水道局管理規程第六号……………二
- 令和七年三月三十一日付東京都下水道局管理規程第五号……………二

告示

●東京都告示第五百八十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十二条第一項の規定に基づき宮益坂地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
宮益坂地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和七年四月三十日から令和十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区
渋谷区渋谷一丁目及び渋谷二丁目各内地内
- 四 事務所の所在地
渋谷区渋谷一丁目十二番一号
- 五 設立認可の年月日
令和七年四月三十日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
組合事務所の掲示板のほか、組合が適当と認める場所

に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和七年五月二十九日

●東京都告示第五百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

- | | | | |
|----------------------|----------|------------------|--------------------------|
| 変更に係る道路の種類 | 変更年月日 | 変更に係る道路の位置 | 変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル） |
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 令和七年四月四日 | 国立市東一丁目十番三十九号の一部 | 延長
〇・二五
幅員
四・〇〇 |

●東京都告示第五百八十三号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
塩浜二丁目アパート (1号棟)	江東区塩浜二丁目十番	中層耐火 五七・六平方メートル	五〇戸
●東京都告示第五百八十四号			
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第 三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の ように変更し、令和七年五月一日から実施するので、同条 第三項の規定により告示する。			
令和七年四月三十日			
東京都知事 小 池 百合子			

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（10号棟）		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	61,200
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート（6号棟）		港区南青山1-3	40.7	1	39,800	226,200
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート（26号棟）		港区赤坂5-5	51.2	1	50,300	230,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（6号棟）		新宿区戸山2-6	38.3	1	31,800	77,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（14号棟）		新宿区戸山2-14	38.3	1	31,700	80,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（30号棟）		新宿区戸山2-30	40.1	1	33,500	93,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（10号棟）		新宿区戸山2-10	40.1	1	33,500	93,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（35号棟）		新宿区戸山2-35	40.1	1	33,800	88,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（28号棟）		新宿区戸山2-28	43.3	1	36,700	84,600
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート（1号棟）		新宿区新宿6-13	42.2	2	35,700	68,900
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート（35号棟）		墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	52,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（9号棟）		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	72,800
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート（1号棟）		墨田区八広5-10	55.9	1	40,100	83,300
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（12号棟）		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	57,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）		江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	41,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（1号棟）		江東区南砂4-4	37.9	2	30,700	56,900
一般都営	高層耐火	豊洲五丁目アパート（5号棟）		江東区豊洲5-3	61.5	5	54,300	138,200
一般都営	高層耐火	北品川アパート（1号棟）		品川区北品川1-5	41.6	2	36,000	92,500
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート（12号棟）		品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	50,900
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート（7号棟）		品川区東品川1-8	55.9	1	50,400	115,300
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（1号棟）		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	114,300
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	114,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（16号棟）		大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	43,300
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（2号棟）		大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	94,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（6号棟）		大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	94,500
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（3号棟）		世田谷区梅丘1-35	41.9	1	34,900	84,300
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（4号棟）		世田谷区梅丘1-40	51	1	42,400	102,700
一般都営	中層耐火	南島山六丁目アパート（1号棟）		世田谷区南島山6-32	55.9	2	47,000	110,100
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート（36号棟）		渋谷区東2-25	34.4	2	30,200	89,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）		渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,400	106,800
一般都営	中層耐火	渋谷本町一丁目アパート（2号棟）		渋谷区本町1-62	38.8	1	33,800	88,100
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート（3号棟）		中野区南台2-29	41.5	1	31,000	63,000
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（19号棟）		杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	27,900	50,900

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）		豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	67,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（2号棟）		豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,100	63,300
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（4号棟）		豊島区駒込2-20	51.2	1	43,200	85,200
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート（7号棟）		北区浮間1-5	48.1	1	38,300	74,100
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（14号棟）		北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	75,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（15号棟）		北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	67,100
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（8号棟）		北区赤羽西5-4	39	1	29,900	57,600
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート（13号棟）		荒川区東日暮里1-17	37.9	2	27,100	51,700
一般都営	中層耐火	荒川一丁目アパート（12号棟）		荒川区荒川1-53	39	1	27,500	72,300
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート（1号棟）		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	63,800
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート（2号棟）		板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	35,700
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート（1号棟）		板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	56,100
一般都営	中層耐火	前野町四丁目第2アパート（3号棟）		板橋区前野町4-36	42.3	1	31,900	47,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート（1号棟）		練馬区春日町4-14	55.9	1	43,300	94,300
一般都営	中層耐火	旭町二丁目第4アパート（1号棟）		練馬区旭町2-39	61.5	1	50,500	116,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート（2号棟）		練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（29号棟）		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（35号棟）		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,300	53,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート（38号棟）		練馬区石神井町1-1	37	1	26,600	57,400
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート（12号棟）		練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	79,300
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート（2号棟）		足立区西保木間3-18	55.9	1	39,500	68,700
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（10号棟）		足立区西保木間3-11	42.2	1	28,900	52,300
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート（3号棟）		足立区西保木間1-3	48.1	1	34,900	70,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（5号棟）		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,100	38,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（4号棟）		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（7号棟）		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（11号棟）		足立区東保木間1-5	33.4	2	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（7号棟）		足立区西保木間4-3	37.3	1	24,800	47,200
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（10号棟）		足立区西保木間4-3	37.3	1	24,900	45,900
一般都営	中層耐火	伊興町アパート（3号棟）		足立区伊興1-7	33.4	1	22,800	46,100
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（2号棟）		足立区千住元町34	37.9	2	26,200	38,300
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（15号棟）		足立区六木1-5	37.7	1	24,900	42,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート（13号棟）		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,100	45,600

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート（3号棟）		足立区鹿浜5-24	35.7	1	23,800	41,800
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート（6号棟）		足立区六木3-39	55.9	1	39,300	76,200
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート（4号棟）		足立区東保木間1-25	55.9	1	40,400	81,000
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート（3号棟）		足立区青井3-30	55.9	1	41,400	92,300
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート（5号棟）		葛飾区青戸3-3	42.3	1	30,900	63,100
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第3アパート（1号棟）		葛飾区鎌倉2-27	48.1	1	35,600	70,000
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート（1号棟）		葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,400	75,300
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート（1号棟）		葛飾区新宿1-2	48.1	2	34,700	67,700
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート（6号棟）		葛飾区鎌倉1-20	36.4	2	25,700	54,700
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート（1号棟）		葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	37,900	79,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（13号棟）		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	54,500
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート（1号棟）		江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	77,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（2号棟）		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	90,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地（16-3号棟）		八王子市鹿島16	51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地（16-4号棟）		八王子市鹿島16	51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地（16-5号棟）		八王子市鹿島16	42.3	1	21,600	37,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地（9-1号棟）		八王子市松が谷9	62.1	1	35,600	77,300
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート（1号棟）		八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,200	69,100
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート（2号棟）		武蔵野市関前4-12	48.1	1	35,800	80,900
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート（2号棟）		三鷹市上連雀7-25	51.0	1	36,700	83,900
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート（19号棟）		三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,000	65,800
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート（6号棟）		三鷹市上連雀6-15	62.1	1	46,400	111,400
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート（4号棟）		三鷹市上連雀9-34	55.9	1	41,000	90,000
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート（1号棟）		三鷹市中原4-17	42.3	1	29,700	54,100
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート（2号棟）		三鷹市中原4-17	43.9	1	31,000	64,300
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート（1号棟）		三鷹市上連雀9-13	51.0	1	37,000	81,900
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目第2アパート（2号棟）		府中市美好町2-12	42.3	1	23,600	65,900
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート（1号棟）		府中市栄町1-20	55.9	1	32,400	79,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（2号棟）		調布市国領町3-8	53.5	2	29,300	69,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（9号棟）		調布市国領町8-1	51.2	1	30,000	80,300
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート（3号棟）		調布市深大寺町8-24	62.1	2	37,400	100,200
一般都営	中層耐火	菊野台一丁目アパート（1号棟）		調布市菊野台1-7	62.1	1	38,400	107,000
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート（20号棟）		小金井市東町4-30	62.1	1	40,200	109,100

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート（25号棟）		国分寺市南町3-9	59.6	1	37,300	111,300
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート（25号棟）		国分寺市南町3-9	59.6	1	37,900	112,800
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート（2号棟）		西東京市西原町1-7	60.2	1	37,000	89,200
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート（1号棟）		西東京市南町3-23	55.9	1	35,600	90,100
一般都営	中層耐火	保谷本町二丁目アパート（25号棟）		西東京市保谷町2-12	55.8	1	39,900	96,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（3号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（8号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（11号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（17号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（31号棟）		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,400	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（42号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（46号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（47号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	50,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-10号棟）		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（3-4-4号棟）		多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	36,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-3号棟）		多摩市愛宕4-1	40.1	2	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（2-4-2号棟）		多摩市貝取2-4	55.9	1	29,500	56,400

●東京都告示第五百八十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により告示する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）

近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）

村山アパート
（1145号棟）

武蔵村山市緑が丘千四百六十番地

高層耐火 三四・六平方メートル

一八戸

二五、八〇〇円

七三、五〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三〇、二〇〇円

八五、九〇〇円

同右

同右

同右

四七・九平方メートル

六戸

三五、八〇〇円

一〇一、八〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

同右

三五、七〇〇円

一〇一、七〇〇円

同右

同右

同右

五七・四平方メートル

同右

四二、九〇〇円

一二二、〇〇〇円

村山アパート
（1146号棟）

同右

同右

三四・六平方メートル

七二戸

二五、八〇〇円

七三、五〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

四八戸

三〇、二〇〇円

八五、八〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

一二戸

三五、七〇〇円

一〇一、七〇〇円

同右

同右

同右

五七・六平方メートル

同右

四三、〇〇〇円

一二二、四〇〇円

●東京都告示第五百八十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条において準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和七年五月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額／戸)
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート（24号棟）	新宿区戸山2-24	33.7	1	28,400
改良	中層耐火	長延寺アパート（1号棟）	新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26,100
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（4号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（10号棟）	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,100
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（20号棟）	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	1	25,500
改良	中層耐火	東和アパート（2号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	21,900
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（4号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	25,200
再開発	高層耐火	小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,100

●東京都告示第**五百八十七号**
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。
令和七年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数
要町二丁目アパート駐 豊島区要町二丁目十 三区画
車場 四番
上石神井アパート駐車 練馬区石神井台四丁 一一一区画
場 目五番

●東京都告示第**五百八十八号**
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。
令和七年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数
梅田三丁目アパート駐 足立区梅田三丁目二 一四区画
車場 番
村山アパート（1141） 武蔵村山市緑が丘千 五四区画
1146）駐車場 四百六十番地

●東京都告示第**五百八十九号**
非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和七年度

における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
保健医療局	医員（医療監視員）	日額	38,500円
保健医療局	医療監視事務専門員	月額	201,600円

附 則

この告示は、令和七年五月一日から施行する。

●東京都告示第五百九十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

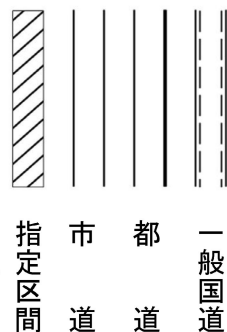
一 路線名 都道立川青梅線

二 指定する区間 昭島市大神町三丁目六百五番一地先から同市田中町一丁目二千二百二十七番十地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

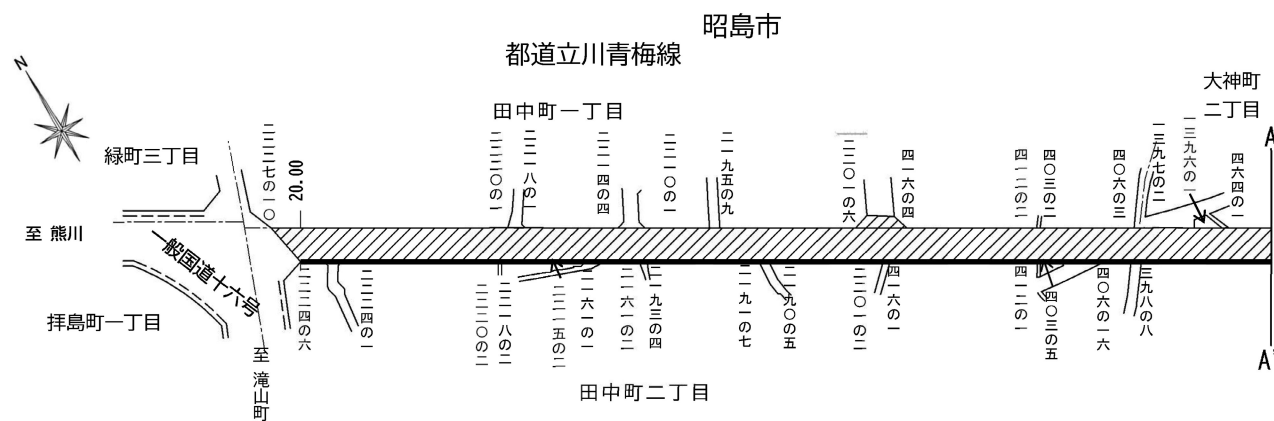
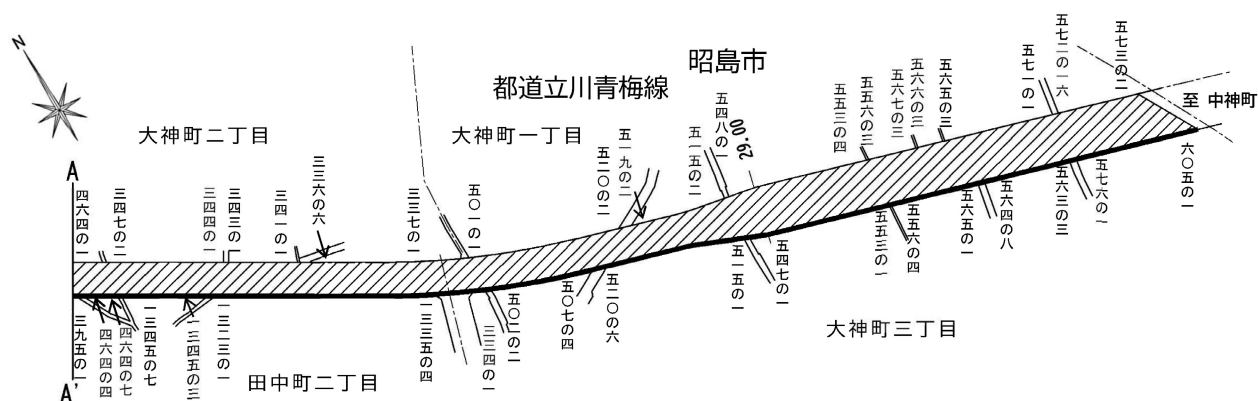
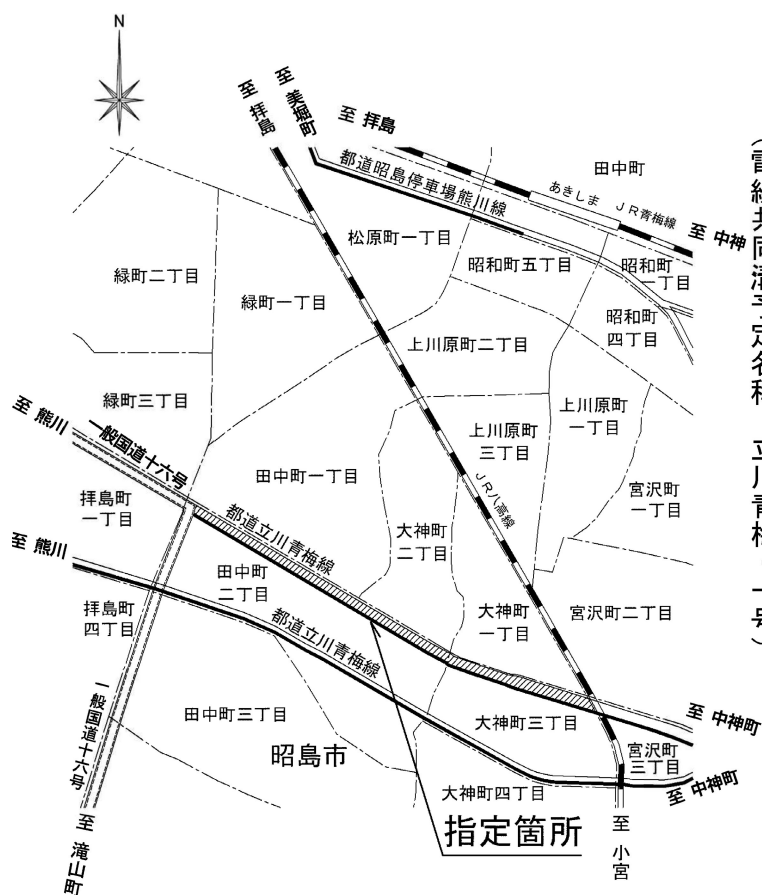
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道立川青梅線
昭島市大神町三丁目～田中町一丁目



延長 一、二四一・〇四メートル

(電線共同溝予定名称 立川青梅・十号)



●東京都告示第五百九十一号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立亀戸中央公園 別図(1)のとおり 令和七年五月一日

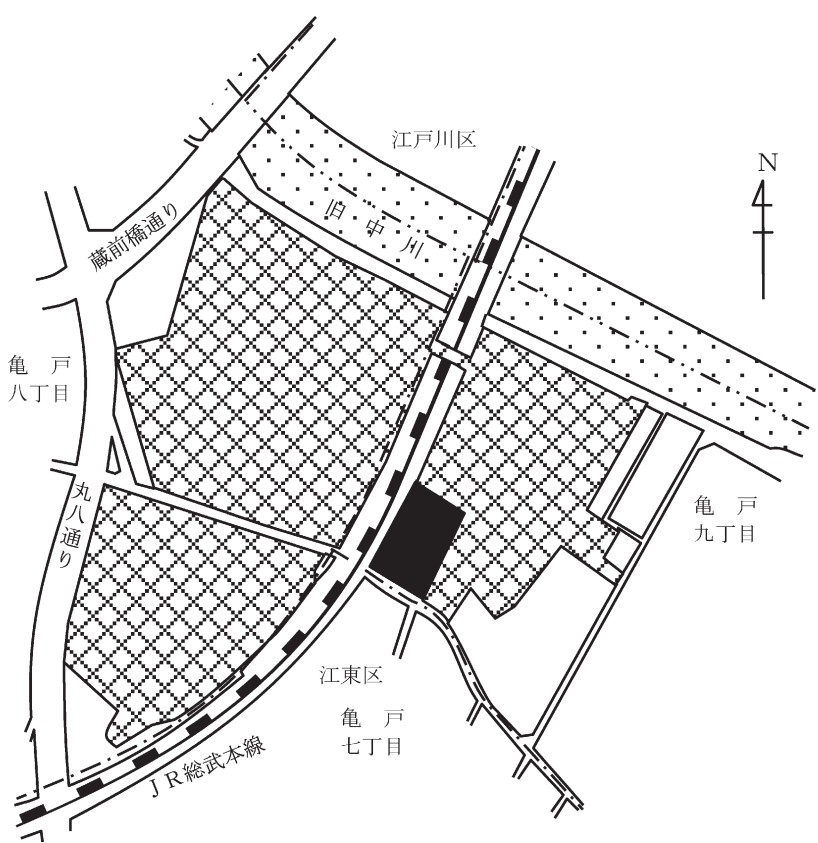
東京都立善福寺川緑地 別図(2)のとおり 同日

別図(1)

東京都立亀戸中央公園 区域変更略図

変更箇所 江東区亀戸九丁目

変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
一〇三、一九六・六一	平方メートル	三、五九九・二六	平方メートル	一〇六、七九五・八七
				平方メートル

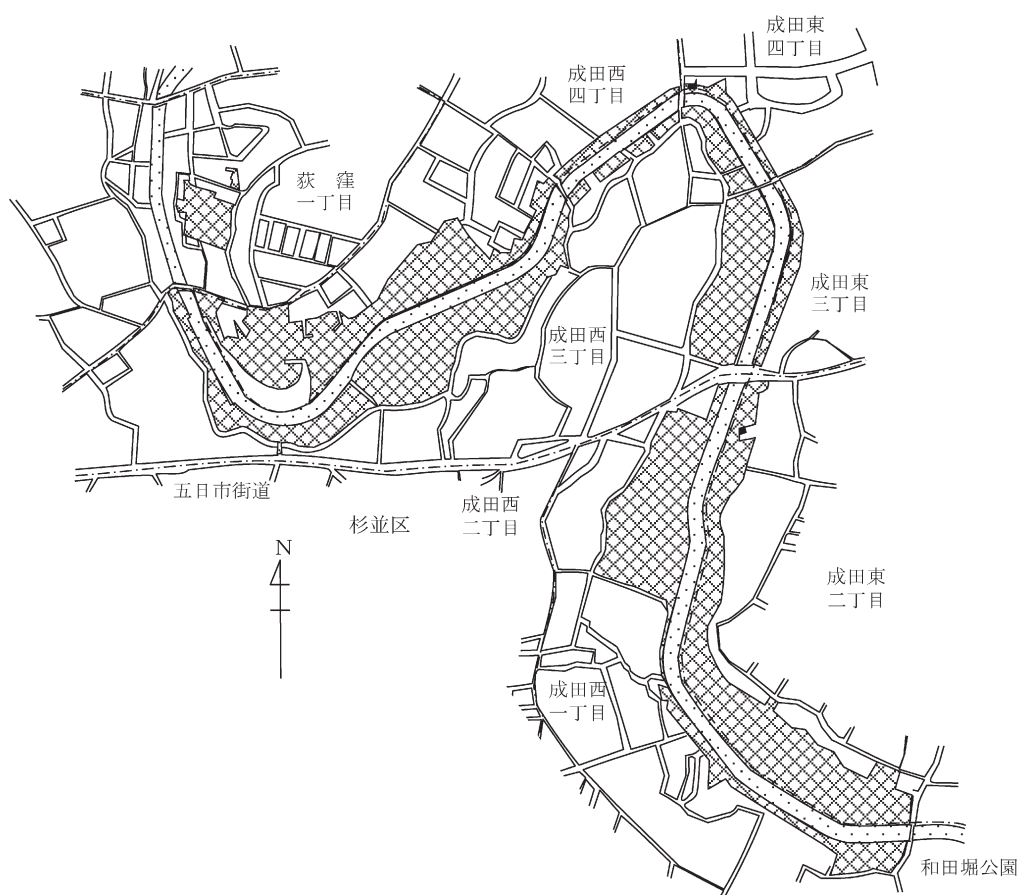


別図(2)

東京都立善福寺川緑地 区域変更略図

変更箇所 杉並区成田東二丁目及び成田東四丁目

変更前の区域	面積	平方メートル
追加区域	面積	平方メートル
変更後の面積	面積	平方メートル
	一八一、二二〇・〇七	平方メートル
	一八八・三九	平方メートル
	一八一、四〇八・四六	平方メートル



●東京都告示第五百九十二号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、令和七年五月一日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	級別	規模	構造	所在地
野積場	十号ふ頭	一級	四、四七	アスフ	江東区有明四
野積場	三号上屋		四平方メ	アルト	丁目
野積場	背面野積		一トール	コンク	
野積場			リート	舗装	

●東京都告示第五百九十三号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和七年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
野積場	フェリ	一〇、九	一四、二	江東区有明	令和七
野積場	一ふ頭	九六・六	九二・三	四丁目十五	年五月
野積場	A野積	七平方メ	九平方メ	番二	一日
野積場	フェリ	一トール	一トール		
野積場	一ふ頭	一九、一	二一、〇	同右	同右
野積場	B野積	六八・六	二八・九		
野積場		七平方メ	七平方メ		
野積場		一トール	一トール		

正 誤

○令和七年三月三十一日付交通局規程第十号

増刊30ページ下段後ろから九行目の次に次のように加える。

第四条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、当該各号に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

○令和七年三月三十一日付東京都水道局管理規程第六号

増刊31ページ下段後ろから四行目の次に次のように加える。

第三十八条の二第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、当該各号に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

○令和七年三月三十一日付東京都下水道局管理規程第五号

増刊32ページ上段後ろから十一行目の次に次のように加える。

第四十条の二第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、当該各号に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

